

# 入札約款

(目的)

第1条 横芝光町の発注に係る工事又は製造その他の請負契約、調査、測量、設計その他の業務委託契約及び物品の購入に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びその他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場説明書又は入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案及び現場説明書又は入札説明書等に疑義のあるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167

条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(別記第4号様式)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等に意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札  
(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設けている入札の場合においては、入札を行った者のうち予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とし、最低制限価格を設けていない入札の場合においては、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、低入札価格の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、横芝光町低入札価格調査実施要領（平成21年横芝光町告示第10号）に基づき落札者を決定するものとする。

2 総合評価方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、価格その他の条件が横芝光町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうちに予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、総合評価方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、公告に示した日時において再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は、原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、初回の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、初回の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から5日以内に当該契約（横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年横芝光町条例第46号）に基づく議決を要する契約に該当する場合は仮契約）を締結しなければならない。ただし、町長の承認を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第10条 工事等の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結に際し、請負代金額の100分の10以上の額の契約の保証を付さなければならない。

(異議の申し立て)

第11条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場説明書又は入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 町長は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積積算内訳書の提出を求めることができる。

附 則

この約款は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。